

品川区内歯科医師会会館建設資金貸付要綱

制定 平成 24 年 5 月 7 日区長決定

要綱第 120 号

改正 平成 27 年 4 月 1 日部長決定

要綱第 522 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益社団法人東京都品川歯科医師会および公益社団法人東京都荏原歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）が訪問歯科診療、かかりつけ歯科医事業、および 3 歳児フッ素塗布事業を実施するために必要な、会館の耐震補強工事を支援するための貸付制度に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(貸付対象)

第 2 条 貸付け対象は、歯科医師会が会館を耐震補強工事する際に必要とする耐震補強工事資金の一部とする。

(貸付額)

第 3 条 貸付額は、前条に掲げる耐震補強工事に要する経費の一部とし、予算の範囲内とする。

(貸付条件)

第 4 条 貸付利息および元利金の償還方法は、別に定める。

2 金銭消費貸借契約書を相互に取り交わし、貸付けを実施する。

(貸付申込)

第 5 条 歯科医師会は、貸付けを受けようとする場合は、区と事前協議を行い、当該貸付けを受けようとする日の 1 カ月前までに、貸付金借入申込書（第 1 号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、区に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 資金計画書

(貸付けの決定)

第 6 条 区長は、前条の規定による申請書を受理したときは、これを審査し、交付を決定する。

2 区長は前項の規定により交付決定をしたときは、歯科医師会会館建設資金貸付決定通知書（第 2 号様式）を歯科医師会に通知する。

(契約の方法)

第 7 条 資金の貸付けは、金銭消費貸借契約により実施する。

(損害金)

第 8 条 歯科医師会は、貸付金の償還を怠ったときは、償還期限の翌日から現実に償還のあつた日までの日数に応じ、当該償還すべき金額につき、年 3.1%（年当たりの割引は閏年の含む期間についても 365 日の割合とする。）の割合を乗じて得た額（100 円未満の端

数があるときは、その端数額またはその全額を切り捨てる。) を損害金として、区に支払わなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年5月7日から適用する。

付 則 (平成27年4月1日健康推進部長決定)

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

(第1号様式)

年 月 日

品川区長 様

貸付金借入申請書

歯科医師会会館の耐震補強工事にあたり、会館補強工事費の一部を品川区から貸付けを受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請いたします。

記

- 1 借り受け予定日： 年 月 日
- 2 借り受け金額：金 円
- 3 借受け利息 : 年 %
- 4 返済方法 : 10年間年賦均等償還
- 5 関係書類 : (1) 事業計画書(進捗状況報告書)
(2) 資金計画書

(第2号様式)

第 号
年 月 日

様

品川区長

歯科医師会会館建設資金貸付決定通知書

年 月 日付けにより、会館耐震工事費の一部を品川区から借り入れることの申請について、内容を審査した結果下記のとおり貸付けを決定したので通知します。

記

- 1 貸付日： 年 月 日
- 2 貸付金額： 金 円
- 3 貸付利息： 年 %
- 4 貸付方法：
- 5 返済方法：